令和8年 第6回 安芸太田町議会定例会会議録

令和8年9月4日

招集年月日	令和8年9月4日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日及び宣告	開会	令和8年9月4日　午前11時20分		議長	中本　正廣	
	閉会			議長		

応(不応)招議員及び出席並びに欠席議員 凡例 ○　出席 △　欠席 ×　不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	笠井清孝	○	7	影井伊久美	○
	2	田島　清	○	8	大江昭典	○
	3	宮本千春	○	9	小島俊二	○
	4	大江厚子	○	10	津田　宏	○
	5	末田健治	○	11	中本正廣	○
	6	佐々木道則	○			

会議録署名議員	3番	宮本千春	4番	大江厚子
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野　茂	書記	佐々木裕子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名				
	町長	橋本博明	教育長	大野正人
	副町長	木村富美	病院事業管理者	平林直樹
	参事	三浦道人	道の駅推進チーム担当課長	瀬川善博
	参事	下村佳世	教育次長	長尾航治
	会計管理者兼総務課長	二見重幸	教育課長	清水裕之
	総務課主幹	郷田　亮	安芸太田病院事務長	正岡　剛
	加計支所長	児玉裕子	—	—
	筒賀支所長	山本博子	—	—
	企画DX課長	能宗良明	—	—
	税務住民課長	沖野貴宣	—	—
	地域協働課長	上手佳也	—	—
	産業観光課長	菅田裕二	—	—
	建設課長	武田雄二	—	—
	健康福祉課長	佐々木文義	—	—
	衛生対策室長	森脇　泰	—	—

会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

会議に付した事件

令和８年９月４日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
報告第４号	健全化判断比率の報告について
報告第５号	資金不足比率の報告について
同意第１号	農業委員会委員の任命について
同意第２号	農業委員会委員の任命について
同意第３号	農業委員会委員の任命について
同意第４号	農業委員会委員の任命について
同意第５号	農業委員会委員の任命について
同意第６号	農業委員会委員の任命について
同意第７号	農業委員会委員の任命について
同意第８号	農業委員会委員の任命について
同意第９号	農業委員会委員の任命について
同意第10号	教育委員会委員の任命について
承認第５号	専決処分の承認を求めることについて（落石によるごみ収集箱への損害）
承認第６号	専決処分の承認を求めることについて（草刈りに起因する車両への損害）
議案第46号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第47号	安芸太田町行政手続条例の一部改正について
議案第48号	安芸太田町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第49号	安芸太田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第50号	安芸太田町手数料条例の一部改正について
議案第51号	安芸太田町加計農水産物加工直売施設条例の廃止について
議案第52号	権利の放棄について

令和8年第6回定例会
（令和8年9月4日）
（開会　午前11時20分）

○中本正廣議長
　おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから令和８年第６回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１．諸般の報告

○中本正廣議長
　日程第１、諸般の報告を行います。本日町長から配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長、病院事業管理者、代表監査委員です。なお同条の規定によって、町長及び教育長から説明員を委任したことについて、配付した写しのとおり通知がありました。６月の定例会以降、本定例会までに受けた陳情は配付の写しのとおりです。監査委員から６月及び７月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますので、御覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．行政報告

○中本正廣議長
　日程第２、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。今次定例会についても御指導よろしくお願いを申し上げます。それでは、御手元にお配りしております行政報告の読み上げをもって報告にかえさせていただきたいと思います。

１　戦没者追悼・平和祈念式典について
　８月15日、役場本庁で安芸太田町戦没者追悼・平和祈念式典を開催しました。遺族会や原爆被害者の会、町関係者併せて90人が参列されました。式典終了後には、筒賀小学校の平和学習の取組紹介を行いました。また、正午には防災行政無線でサイレンを鳴らし、黙とうを呼びかけました。さらに、戦争による被害の実態を知り、平和の意義を正しく継承していくために、８月６日から15日の間、広島の原爆の実話を基にしたアニメ映画の上映のほか、加計高等学校美術部の作品展示を行い、多くの方にご来場いただきました。

２　安芸太田町消防ポンプ操法競技大会について
　８月23日、「安芸太田町消防団ポンプ操法競技大会」を旧戸河内中学校グランドで開催しました。11の分団からポンプ車の部に３チーム、小型ポンプの部に８チームが出場し、部門毎に訓練の成果を披露しました。なお、当日は猛暑の中での開催となり、団員にもご苦労をおかけした事を踏まえ、次回以降は暑さ対策について工夫をしたいと考えております。

３　第三次長期総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）施策評価について

第三次安芸太田町長期総合計画「安芸太田町総合ビジョン」の初年度である令和７年度に実施した事業について、同計画策定時に設定した目標値と実績値を点検し、施策の成果と課題について内部評価を行いました。この内部評価については、８月７日の「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において、各委員からご意見をいただきました。これらのご意見を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルの徹底を図りながら、引き続き各施策の目標達成に取り組んでまいります。

4　安芸太田町地域公共交通会議について

８月５日、安芸太田町地域公共交通会議を開催しました。会議では、路線バス、新公共交通システム「もりカー」、定額介護タクシー、定額ライドシェアの運行状況について報告するとともに、「もりカー」の運行の効率化及び運行経費の削減を目的として、乗り合い割引料金を 10 月１日から導入する予定について報告いたしました。また、町内の介護タクシー事業は順調に運営をされているところですが、町社協で担っていただいている福祉有償運送については対象者が異なることから、引き続き町内で事業を継続する事についてご審議いただき、了解をいただきました。

5　安芸太田町物価高騰対応生活応援給付事業について

今年の２月６日に、県内で最も早く１人当たり１万円を地域通貨 morica マネーで給付した物価高騰対応生活応援給付事業ですが、利用期間が７月 31 日で終了しました。結果として総額 5,223 万円を給付し、うち利用額は 4,919 万 8,206 円で、利用率は約 94％で終わりました。多くの皆様にご利用いただく一方で、未利用分が生じていることから、今後同様の事業を実施する場合は、より多くの方にご利用いただけるよう、周知方法や利用機会の拡大などの改善に努めてまいります。

6　太田川総合開発事業に関する熊本合同視察について

６月 18 日・19 日の二日間にわたり、議会ダム対策調査特別委員会と合同で、流水型ダムとして完成したばかりの熊本県の阿蘇立野ダムと、これから事業が本格化する川辺川ダム建設予定地を視察いたしました。施設管理者・建設者である国土交通省九州地方整備局担当部署から、それぞれの施設概要、施設設計の工夫、環境保全措置の取組みや整備効果の説明を受けたほか、地元自治体の南阿蘇村、五木村と、ダム建設の歴史や地域振興の取組みについて意見交換も行ってまいりました。それぞれ現場でしか得られない感覚や、経験による知見をいただいたと思っておりますが、今後も引き続き、先進事例の調査・研究やダム設置自治体との交流に努めてまいります。

7　自治振興会のつどいについて

６月 17 日、川・森・文化・交流センターで、「自治振興会のつどい」が開催されました。会議のはじめに、行政からのお知らせと事前に頂いた質問や要望に対する回答を行った後、島根県中山間地域研究センターの東良太（あずま　りょうた）氏の講演に続き、32 名の参加者が５つのグループに分かれて、前回の会議で取りまとめた地域の取組や課題などを基に、グループワークを行いました。参加者からは、「同じ悩みを共有できた」「他地区の取組を取り入れてみたいと思った」などの感想が寄せられました。

8　地域おこし協力隊活動報告会の開催について

６月 27 日、川・森・文化・交流センターで、地域おこし協力隊活動報告会を開催しました。

各隊員の個別ブースでは、とごうちストアの商品やマウンテンバイクの展示、自家焙煎珈琲の試飲など、来場者とミッションや活動について直接会話をしながら交流いたしました。会場には、約 50 名の参加者があり、日頃の活動について知っていただく貴重な機会となりました。

9　イベントの開催状況について

６月は吉水園春の一般公開や第 47 回中国地方選抜神楽競演大会、７月は第 60 回納涼加計まつり、そして８月は第 33 回安芸太田町ふれあい戸河内まつりといったイベントが町内で開催されました。60 回記念となった納涼加計まつりでは、町内小学生 170 人が作成した風鈴を展示するなど、各イベントにおいて町内外問わず多くの方へ安芸太田町の魅力を伝える機会となりました。また、振興会単位でも創意工夫された夏祭りや盆踊りが開催され、地域の活性化につながる賑わいとなりました。

10　安芸太田町神楽振興について

７月４日、兵庫県西宮市の兵庫県立芸術文化センターで「ひろしま神楽関西公演 in 西宮」を開催し、本町からは津浪神楽団が出演いたしました。本イベントは安芸高田市、北広島町の各神楽団との三市町合同による神楽公演イベントで、当町は昨年から参加し始めたところです。当日は県内外から多くの来場があり、ひろしま神楽を関西でアピールをすることができました。今後も、本町の歴史・文化に根付く伝統芸能神楽の魅力を発信し、認知度向上を図っていきます。

11　道の駅「来夢とごうち」再整備事業について

旧ＪＡ広島市戸河内支店の解体工事が完了し、道の駅本体工事に着手するため、８月 17 日から工事区域が変更されました。道の駅第２駐車場への進入ルートの一部規制や戸河内ＩＣバスセンターバス停の移設を伴うことから、道の駅再整備事業者ゲートステーションあきおおたと連携し、町広報誌やホームページへの掲載ほか、現地に予告看板を設置するなど、周辺住民や事業者への事前周知により円滑な工事の推進を図っています。工事の進捗状況等については、町広報誌やホームページ等で随時お知らせすることとしております。

12　かわまちづくり計画登録について

８月７日、国土交通省へ登録申請していました「安芸太田町かわまちづくり計画」が、正式に登録されました。計画では、温井ダム周辺地域のインフラツーリズムや湖面利用の促進と、プラットホームつなみ周辺の護岸利用による地域の活性化を目指す内容となっています。今年度を含めた５か年での整備計画となっており、河川管理者の国土交通省の支援を受けながら、町内の魅力を高め、地域活性化を推進していきます。

13　マウンテンバイク先進地現地研修の参加について

８月 26 日・27 日、県主催のマウンテンバイク先進地現地研修に参加いたしました。具体的にはマウンテンバイク活用社会推進協議会の一員が管理・運営している山梨県内の市川公園マウンテンバイクフィールドでのライド体験や当該施設を設置している市川三郷町とのミーティングなどを行いました。研修には本町の他、庄原市や町内事業者等計 11 人が参加され、実際に、マウンテンバイク初心者が最初に経験する、拠点での練習コースと、古道を利用して整備された本格的なコースを体験しました。私も参加をさせていただき、事業化した場合の具体的なイメージをつかむことが出来ましたし、経営面での見通しも感じてきたところで

ございます。今後も引き続き、先進事例を参考に、山間部の特性を活かしたマウンテンバイクを活用したサイクリング振興を進めて参ります。

14　介護予防教室「のびやか」の実施状況について

本町では、通所型サービスとして介護予防教室「のびやか」を町内４会場で、週１回健康運動指導士の指導で、脳トレーニングおよび筋力トレーニングを実施しています。令和８年３月に 65 歳以上の住民を対象として実施したニーズ調査の結果､機能低下が見込まれる対象者 302 名および要支援者 100 名、計 402 名に対し、教室参加の案内を行いました。７月末現在の参加状況は、筒賀会場 14 名、戸河内会場 17 名、坪野会場５名、加計会場 17 名の計 53 名となっています。なお、当初予定していた修道会場については、希望者が２名のみであったため、会場を坪野地区へ変更し開催しています。

15　「黒い雨」に遭われた方への被爆者健康手帳交付について

令和４年４月１日から運用されている「黒い雨」にかかる手帳交付制度の申請状況等について本町における８月末までの累計件数は次のとおりです。表をご覧ください。また、手帳の申請 675 件の各年数の実績は次のとおりです。こちらも表をご覧ください。今後も、厚生労働省及び広島県と連携し、町広報紙等を活用しながら「黒い雨」にかかる被爆者健康診断等の制度周知や被爆者援護法による手当等の適正な事務に努めていきます。

16　保小中高連携について

７月 21 日、町内のこども園、保育所、小学校、中学校、高校の園長、所長、学校長が一堂に会する安芸太田町保小中高連絡協議会を加計高校で行いました。会議では、安芸太田町自然保育の取組について説明をしました。また、中学校区ごとに分かれ、校種を越えたコラボレーションの具体について協議をしました。毎年実施しているこの会が、本町の教育大綱にある「安芸太田町らしい学び」の実現に向けた取組の一つとなっています。

17　学校教育活動について

５月下旬から６月初旬にかけて、第１回目の学校運営協議会を町内全ての学校において開催しました。委員の皆様に授業の様子を見学していただくとともに、それぞれの学校運営方針や取組の重点等を説明し、承認を受けました。５月 27 日から 29 日までの３日間、町内３小学校の５年生が合同で、国立江田島青少年交流の家において、カッター研修などの体験活動を実施しました。日常とは異なる江田島での体験活動を通して、仲間と支え合いながら自ら考え、行動に移す姿が見られました。７月 29 日、今年で 14 年目を迎える「科学アカデミー」を日本技術士会中国本部から講師をお招きし、小学生を対象に実施しました。定員を超える応募があり参加者は科学に対する興味関心を高めました。今後は、10 月に小学生高学年、中学生を対象に開催する予定です。

18　第 64 回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会の開催について

第 64 回大会は、８月１日から４日までの４日間、つつがライフル射撃場で開催され、45 都道府県から 120 校、選手 512 人の参加があり、初日の開会式には、加計高等学校射撃部の生徒代表が力強く選手宣誓を行いました。酷暑の中での大会となりましたが、入場制限などをした結果、熱中症疑いの生徒等もなく、団体２校、個人４人が大会新記録の成績を残されました。加計高校射撃部は、エアライフル女子団体９位が最高成績で、惜しくも入賞を逃されましたが、ボランティアスタッフとして、準備や運営の補助を担っていただきました。こ

の大会の本町開催は、平成 18 年度から 21 年目、20 回目を迎えましたが、施設の設備や競技機器の老朽化もあり、令和９年度は、埼玉県長瀞射撃場での開催となります。

19　平成 30 年成人式同窓会開催及び戸河内ウヰスキー贈呈について

８月 12 日、「未来へつなぐ戸河内ウヰスキー」として企画された同窓会が月ケ瀬温泉やぶ月で行われました。この企画は、平成 30 年１月７日に開催された平成 30 年安芸太田町成人式を記念して、戸河内ウヰスキー樽を旧ＪＲトンネル内に貯蔵し、ウヰスキーが仕上がる８年後に同窓会を開催して、成人式の記念品として贈られたウヰスキーカップを持ち寄って乾杯しようというものです。今回、幹事達の呼び掛けにより、同窓生や恩師が集まり、私から幹事代表に完成した戸河内ウヰスキーボトルを贈呈させていただき、８年前に約束した「再会」と「乾杯」が実現されたところでございます。

20　病院事業の取り組みについて

本町は、厚生労働省の「在宅医療の効率化のためのデジタル化及び ICT 導入促進に係るモデル事業」に採択され、健康福祉課や地域協働課等と連携しながら、「眠りスキャン」や「スターリンク」等を活用した新しい在宅医療の構築に向けて調整を進めています。また、安芸太田病院あり方検討委員会においてとりまとめた病床削減計画に従い、今年度は療養病床 10 床を削減する予定ですが、これに伴い、厚生労働省の病床数適正化緊急支援事業を活用し、1 床あたり 400 万円の支援を受ける予定です。さらに地域商社との連携による新たな取組として、里山の自然や食事と人間ドック受診を組み合わせた宿泊型プランの募集を開始し、１名が実施済、２名が９月に受診予定であり、町の魅力発信と滞在促進を図っています。最後に、広島県医療勤務環境改善支援センターの支援を受け、院内の勤務環境評価と改善に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で町長の行政報告を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第３、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定によって、３番宮本千春議員及び４番大江厚子議員を指名いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４．会期の決定

○中本正廣議長

日程第４、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日９月４日から９月 18 日までの 15 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって会期は 15 日間に決定いたしました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第５．報告第４号

日程第６．報告第５号

○中本正廣議長
　日程第５、報告第４号、健全化判断比率の報告について及び日程第６、報告第５号、資金不足比率の報告についての２件を一括議題といたします。町長からの報告を求めます。橋本町長。
○橋本博明町長
　はい。それでは報告をさせていただきます。報告第４号、健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和７年度の決算に基づき、本町の健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。続いて、報告第５号、資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第１項の規定により、令和７年度の決算に基づき、本町の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。
○中本正廣議長
　郷田総務課主幹。
○郷田亮総務課主幹
　はい。それでは報告第４号、健全化判断比率の報告及び報告第５号、資金不足比率の報告につきまして、令和７年度決算における状況について御説明をさせていただきます。この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、毎年作成するもので、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や財政再生に必要な場合に迅速に対応がとれるようにすることを目的とされているものでございます。まず、健全化判断比率の報告でございます。議案書６ページになりますけれども、報告書としまして各指標の結果を表にまとめております。一般会計及び特別会計等におきまして、基金からの充当・一般会計からの必要な繰り出しもあり、ともに赤字及び資金不足は発生しておらず、赤字ではないということで、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はバー表示でここに表示しておるところでございます。実質公債費比率につきましては、起債償還額が昨年度より 2,400 万程度増加した影響もございまして、13.4％と前年度から 0.2 ポイント悪化している状況です。将来負担比率におきましても、地方債残高が縮小した一方で、指標の増減に大きく影響します基金残高が減少したことによりまして、1.3％と前年度から 6.5 ポイント悪化している状況でございます。続きまして、資金不足比率の報告になります。議案は８ページになります。報告書にあるとおり、公営企業法の適用であります病院事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計、いずれも一般会計からの必要な額を繰入れしていることもありまして、資金不足は生じていないということから、バー表示でお示しをしております。なお、健全化判断比率、資金不足比率、いずれの数値も国の示す基準内でありまして、早期の健全化などが必要となるような状況には現在至っていないという状況でございます。報告は以上です。
○中本正廣議長
　これで報告第４号及び報告第５号を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７．同意第１号
日程第８．同意第２号
日程第９．同意第３号
日程第 10．同意第４号
日程第 11．同意第５号
日程第 12．同意第６号

日程第 13.　同意第７号
日程第 14.　同意第８号
日程第 15.　同意第９号
日程第 16.　同意第 10 号
日程第 17.　承認第５号
日程第 18.　承認第６号
日程第 19.　議案第 46 号
日程第 20.　議案第 47 号
日程第 21.　議案第 48 号
日程第 22.　議案第 49 号
日程第 23.　議案第 50 号
日程第 24.　議案第 51 号
日程第 25.　議案第 52 号
日程第 26.　議案第 53 号
日程第 27.　議案第 54 号
日程第 28.　議案第 55 号
日程第 29.　議案第 56 号
日程第 30.　認定第１号
日程第 31.　認定第２号
日程第 32.　認定第３号
日程第 33.　認定第４号

○中本正廣議長
　日程第７、同意第１号、農業委員会委員の任命についてから、日程第 33、認定第４号、令和７年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定についてまでの 27 件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。
○橋本博明町長
　続いて提案説明をさせていただきます。同意第１号、農業委員会委員の任命について。以降同意第９号まで、農業委員会委員の任命について。令和８年９月 30 日で任期が満了する農業委員会委員について、９名の委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。続いて、同意第 10 号、教育委員会委員の任命について。本年 11 月 10 日で任期満了となる教育委員会委員について、引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。続いて、承認第５号、専決処分の承認を求めることについて。町有地（山林）からの落石によりごみ収集箱が破損した事故について、地方自治法第 179 条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。続いて、承認第６号、専決処分の承認を求めることについて。旧ＪＲ跡地の草刈り作業に起因する駐車車両へ損傷を生じさせた事故について、地方自治法第 179 条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。議案第 46 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。続いて、議案第 47 号、安芸太田町行政手続条例の一部改正について。デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものです。議案第 48 号、安芸太田町認可地縁団体の印鑑の登録及

び証明に関する条例の一部改正について。地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものです。続いて、議案第49号、安芸太田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。災害応急作業等に従事する職員の危険性及び特殊性を考慮し、適切な処遇を図るため、特殊勤務手当の支給対象に、災害応急作業等を追加する所要の一部改正を行うものです。議案第50号、安芸太田町手数料条例の一部改正について。地域通貨「morica」カードの再発行に要する費用が増加していることから、その手数料を現行の500円から1,000円に見直しするため、安芸太田町手数料条例の一部を改正するものです。議案第51号、安芸太田町加計農水産物加工直売施設条例の廃止について。当該施設を公募により民間貸付けとするため、本設置条例を廃止するものです。議案第52号、権利の放棄について。貸与奨学金に係る債権について、破産法第253条第１項その他の法令の規定により、債務者が本町の債権につきその責任を免れていると認められるため、債権を放棄したいので、地方自治法第96条第１項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。続いて、議案第53号、令和８年度安芸太田町一般会計補正予算（第４号）。この補正予算は、歳入歳出それぞれ１億1,603万１千円の増額を定めるものです。今回の補正は、歳入が物価高騰対応、失礼しました、重点支援に係る国庫補助金等の増や前年度決算に伴う繰越金及び財政調整基金等の基金繰入金の増が主なものです。歳出は、国の物価高騰対策交付金の追加交付を活用した「morica」プレミアムポイント付与事業の増額、社会生活基盤等整備の対応として、防災関連設備の修繕費の増額、林道・町道の落石や倒木処理にかかる維持修繕費の増にあわせ、一般廃棄物受入れ施設整備に伴う補助金の増。さらには光ケーブル移設や維持補修、西中国山地国定公園管理に係る委託料の増額。また、令和７年度の各事業費確定に伴う国庫負担金等償還金や前年度繰越金の整理に伴う財政調整基金積立金の増が主なものです。あわせて、公共施設の空調設備更新・保守管理に係る債務負担行為の追加についてもお願いするものです。議案第54号、令和８年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）。この補正予算は、歳入歳出それぞれ340万３千円の増額を定めるものです。今回の補正は、データヘルス計画中間評価への対応、前年度繰越金の基金積立て、前年度補助金等の精算に伴う償還金及び保健・医療・福祉統括センター会議室の空調設備修繕に対応するものです。議案第55号、令和８年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）。この補正予算は、歳入歳出それぞれ875万５千円の増額を定めるものです。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付事業負担金の増によるものです。議案第56号、令和８年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）。この補正予算は、歳入歳出それぞれ4,663万９千円の増額を定めるものです。今回の補正は、前年度繰越金の整理にかかる介護給付費準備基金積立金の増及び前年度事業の精算に伴う介護給付費負担金等償還金の増によるものです。続いて、認定第１号、令和７年度歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第３項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第５項の規定により、主要施策の成果に関する調書をつけて、令和７年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算のほか、六つの特別会計の歳入歳出決算について議会の認定に付するものです。続いて、認定第２号、令和７年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について、続いて認定第３号、令和７年度安芸太田町簡易水道事業会計決算の認定について、認定第４号、令和７年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定について、これら三つの企業会計の決算について、地方公営企業法第30条第４項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第６項の規定により、事業報告書を付して議会の認定に付するものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

　これで提出者の提案理由の説明を終わります。以上、提出議案については、後日、詳細説明、

審議を行います。本日の日程は以上で全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。
○河野茂議会事務局長
　御起立願います。一同互礼。

午前11時54分　　散会
